

年末の交通事故、犯罪被害を防止

交通安全県民運動・年末特別警戒を実施



12月15日(日)から31日(火)まで、年末の交通安全県民運動、年末特別警戒が実施されます。一人一人が交通安全と犯罪被害防止の意識を高め、良い年が迎えられるようにしましょう。

危機管理課
995-1817

交通安全県民運動スローガン

「安全を つなげて広げて 事故ゼロへ」

裾野地区重点

市内の交通事故発生件数が、前年に比べ増加しています。道路を通行する際は、心と時間に余裕を持ち、安全確認「止まる・見る・待つ」を励行しましょう。

高齢者と子どもの事故防止

高齢者に起因する事故が増えています。家庭や地域で声を掛け合い、交通事故を防ぎましょう。子どもの外出の際には、自転車使用時のヘルメット着用、交通ルールを守ることを徹底させてください。

運転者は、「おもいやりがとう」の精神に基づき、歩行者優先の運転意識で、ゆとりのある運転を心掛けてください。

夕暮れ時から夜間の交通事故防止

「ピカッと作戦の推進」

冬期は、日没時間が早く、交通量も多くなるため、夕方から夜間の交通事故が増加する傾向があります。自動車や自転車を運転する際は、16時にはライトを点灯し、歩行者などを早めに発見することと、自分の存在を周りに知らせることが重要です。自動車の場合、夜間はハイビームを活用し、対向車や道路状況に応じロービームに切り替えるなど、小まめな使い分けが安全につながります。

歩行者は、明るい色の衣服や、自発光式反射材などを着用しましょう。



秋・冬	9月～2月	16:00
夏	6月～8月	18:00
春	3月～5月	17:00

飲酒運転の根絶

飲酒運転をしない・させない環境づくり

忘年会や年越しなどで、飲酒する機会が増える時期です。飲酒する場合は車で行かない、車で来た場合は飲まない、飲ませないなど家庭や地域で飲酒運転をさせない環境をつくりましょう。

アルコールを提供する事業者も運



転者へ提供しないことを徹底するなど、市民・事業者総ぐるみで、悲惨な交通事故を起こさない取り組みをしていきましょう。

県では10月1日から自転車保険などを義務化

自転車利用者、保護者（未成年に対して）、事業者、レンタルサイクル事業者は自転車保険に加入しなければなりません。小・中学生は通学時のヘルメット着用も義務化となりました。

自転車の盗難が増えています。必ずツーロックをしましょう。

サギ電話は必ずあなたにもかかってくる

特殊詐欺の被害防止

「サギ電話」とは、振り込め詐欺などの犯人が、ターゲット（市民の皆さん）に対してかけてくる「事前電話」のことです。「サギ電話」をかけてくる犯人は、いきなり金銭の要求はしません。いろいろな人物に成りすまして電話をかけてきます。

サギ電話で犯人は、息子や孫、おなじ親族に成りすまし、相手をダマした上で…

1. 不安のどん底に突き落とす
2. 解決策を示して安心させる
3. 考える暇を与えず、現金を振り込ませる
4. 現金やキャッシュカードを持って来させる・取りに来る

対策

- 「携帯電話の番号が変わった」という連絡があったら、必ず以前から聞いている電話番号に連絡して事実を確認してください。
- 本人と連絡が取れない場合には、家族・警察に相談しましょう。
- 「代わりに人間がお金をもらいにいく」と言われても、知らない人にお金を渡さないでください。
- 普段から、振り込め詐欺の手口について家族で話し合いましょう。家族の絆が特殊詐欺からあなたを守ります。

身に覚えのないはがきに注意

詐欺は電話だけでなく、はがきによるものも発生しています。身に覚えのないはがきに記載された連絡先には絶対に連絡しないでください。